

## 南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、町内業者による住宅のリフォームを行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、町民の住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めることにより定住環境の向上に資するとともに、町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 町に住民登録又は外国人登録を有する者であること。
- (2) 同一家屋に居住する者全員が町税及び各種使用料等を滞納していない者であること。
- (3) 補助金のリフォーム等を補助金交付決定後に着手・着工し、当該年度内に完了することができること。
- (4) 対象となるリフォーム等について、町で実施している他の同様の補助金等の交付を受けていないものであること。(南小国町公共下水道加入支援報奨金を除く。)

(補助対象住宅等)

**第3条** 補助の対象となる住宅は、補助対象者が所有若しくは借用し、自己の居住の用に供している町内に存する住宅（集合住宅にあつては補助対象者が専有する部分及び店舗等併用住宅にあつては住宅部分に限る。ただし、公営住宅は除く。以下同じ）とする。

(補助対象工事等)

**第4条** 補助の対象となる工事は、町内に住所を有する法人及び個人の施工業者を利用して実施する工事で、リフォームに要する費用が20万円以上であり、次の要件を満たす工事とする。

- (1) 増築工事 既存の住宅部分がない場所に新たな住宅部分を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加する工事
- (2) 改築工事 既存の住宅部分の一部を取り壊し、その部分に住宅部分を改めて建築する工事
- (3) 改修工事及び修繕工事 住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持・向上させるための工事で、次に掲げる工事  
ア 基礎、土台、柱等の修繕又は補強工事

- イ 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事
- ウ 塗装工事
- エ 住宅のかさ上げ工事又は床を高くする工事
- オ 給排水、衛生、換気、電気、ガス等の設備工事
- カ 外壁、屋根等の防火性能を高める工事
- キ 間取りの変更等模様替えを行う工事
- ク 台所、浴室又は便所を改良する工事
- ケ 建具の取替等の工事
- コ 手すり設置、段差解消などのバリアフリー改修工事
- サ その他町長が必要と認める工事

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、予算の範囲内において工事金額の10%とし、最高限度額は10万円とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

**第6条** 前条に規定する補助金の交付は、同一住宅及び同一人について1回限りとする。

ただし、集合住宅にあつては、同一補助対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者は、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書を(様式第1号)次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第5号に掲げる書類は、借家に居住する者のみ提出しなければならないものとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 住宅の位置図及び平面図
- (3) 補助対象工事を行う施工箇所写真
- (4) 個人情報の提供に関する同意書(様式第2号)
- (5) リフォーム工事承諾書(様式第3号)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

**第8条** 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定又は却下したときは、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必

要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取り下げ)

**第9条** 申請者は、第7条の規定により行った申請を取下げるときは、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による取下げがあった場合において、既に前条の規定する交付決定を行ったものがあるときは、これをなかったものとする。

(申請内容の変更及び承認)

**第10条** 第8条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該申請した内容に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金変更承認申請書(様式第6号)に第7条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金変更の可否を決定し、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金変更決定(却下)通知書(様式第7号)により補助事業者にその旨通知するものとする。

3 第1項に規定する町長の承認を受けずに、リフォーム内容を変更し補助対象額が増加した場合の当該増加分の経費は補助対象外とする。

(状況報告及び実地調査)

**第11条** 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者又は施工業者等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

(実績報告)

**第12条** 補助事業者は、補助対象リフォーム工事が完了したときは、速やかに南小国町住宅リフォーム助成事業実績報告書(様式第8号)に、次の掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 工事代金領収書

(2) 補助対象工事実施前後の施工箇所の写真

(3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の決定)

**第13条** 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該受理した日から14日以内に工事検査を行い、適正であると認めるときは補助金の額を決定し、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

**第14条** 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、南小国町住宅リフォ

ーム助成事業補助金交付請求書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

**第 15 条** 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の規定により行った交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、前項の交付決定の取消しを行ったときは、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金取消し通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

**第 16 条** 町長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金返還命令書（様式第 12 号）により、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前条の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

**第 17 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書

南小国町長 様

住 所  
申請者 氏 名 ㊟  
電話番号 ー

南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|             |  |
|-------------|--|
| 施 工 者       | 氏 名： 電話 ー  |
|             | 業者名：   |
|             | 住 所：南小国町大字 番地  |
| 工 事 内 容     | 1. 改修・修繕 2. 増改築 3. 模様替え 4. その他   |
| 対象住宅の所在地    | 南小国町大字 番地  |
| 工 事 期 間     | 年 月 日～ 年 月 日   |
| 工 事 金 額     | 金 円  |
| 補 助 金 申 請 額 | 金 円  |
| 添 付 書 類     | <input type="checkbox"/> 見積書の写し<br><input type="checkbox"/> 住宅の位置図及び平面図<br><input type="checkbox"/> 補助対象工事を行う施工箇所写真<br><input type="checkbox"/> 個人情報の提供に関する同意書<br><input type="checkbox"/> リフォーム工事承諾書<br><input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類<br><input type="checkbox"/> |

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

個人情報の提供に関する同意書

（補助金申請用）

南小国町長 様

住 所 南小国町大字 番地  
氏 名 氏名 ㊟

私は、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請を行うにあたり、以下のことについて同意します。

南小国町長が保有する以下に掲げる私及び私の家屋に居住する者全員に関する納税等の状況及び他の補助金等の交付状況に関する情報の確認のために、南小国町住宅リフォーム助成事業担当者に対して提供すること。

- ① 氏名・住所・属性に関する情報
- ② 町税及び各種使用料等の納付状況に関する情報
- ③ その他、町で実施している他の同様の補助金等の交付状況に関する情報

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

リ フ ォ ー ム 工 事 承 諾 書（借家の場合用）

南小国町長 様

補助金交付申請者

住 所 南小国町大字 番地  
氏 名 ㊟

南小国町住宅リフォーム助成事業補助金申請にあたり、次のとおり住宅等の所有者にリフォーム工事及び当該補助申請する事に承諾を得ましたので提出します。

記

南小国町住宅リフォーム助成事業の補助金の申請にあたり、当該住宅等の所有者である私は、リフォーム工事及び補助申請することを承諾する。

令和 年 月 日

(住宅等の表示) 南小国町大字 番地

(住宅等の使用者) 住 所 南小国町大字 番地  
氏 名

(住宅等の所有者) 住 所 南小国町大字 番地  
氏 名 ㊟  
電話番号 ー

- (注) 補助の回数は、以下のとおりですのでご注意ください。  
①戸建住宅の場合は、同一住宅に対して1回限り。  
②集合住宅の場合は、同一補助対象者に対して1回限り。

様式第4号（第8条関係）

南産発第 号  
令和 年 月 日

様

南小国町長

南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付決定（却下）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった南小国町住宅リフォーム助成事業補助金については、次のとおり交付決定（却下）することとしたので、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定する

（1）補助対象物件の所在地

南小国町大字

番地

（2）交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

（3）補助金交付時期

事業が完了し、補助金交付額が確定した後。

2 却下する

（却下理由）

\*補助の要件

（1）本要綱の規定を遵守すること。

（2）補助金交付決定額は、事業費の確定により変更することがあります。

様式第5号（第9条関係）

令和 年 月 日

南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請取下げ書

南小国町長 様

住 所  
申請者 氏 名 ④  
電話番号 ー

令和 年 月 日付けで南小国町住宅リフォーム助成事業補助金の交付については、下記の理由から南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第9条の規定により取下げします。

記

1. 補助対象物件の所在地 南小国町大字 番地
2. 理 由

様式第6号（第10条関係）

令和 年 月 日

南小国町長 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
電話番号 ー

南小国町住宅リフォーム助成事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け南まち発第 号で交付決定を受けた南小国町住宅リフォーム助成事業補助金について、申請した事項を変更したいので、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

|                   |       |  |
|-------------------|-------|--|
| 補 助 対 象 物 件       |       |  |
| 補 助 決 定 通 知 額     |       |  |
| 変 更 内 容           | 変 更 前 |  |
|                   | 変 更 後 |  |
| 変 更 の 内 容 及 び 理 由 |       |  |
| 添 付 書 類           |       |  |

- \*注 (1) 変更内容及び変更理由については、できるだけ詳しく記載すること。  
(2) リフォーム工事等の内容及びリフォーム工事等に要する費用の変更の場合は、変更後の内容及び積算基礎が明らかとなる書類を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

南まち発第 号  
令和 年 月 日

様

南小国町長

南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付決定（却下）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった南小国町住宅リフォーム助成事業補助金の変更については、次のとおり交付決定（却下）することとしたので、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 交付決定する

（4）補助対象物件の所在地

南小国町大字

番地

（5）交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

（6）補助金交付時期

事業が完了し、補助金交付額が確定した後。

2 却下する

（却下理由）

\*補助の要件

（1）本要綱の規定を遵守すること。

（2）補助金交付決定額は、事業費の確定により変更することがあります。

様式第8号（第12条関係）

令和 年 月 日

南小国町長 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
電話番号 ー

### 南小国町住宅リフォーム助成事業実績報告書

令和 年 月 日付け南まち発第 号で交付決定を受けた南小国町住宅リフォーム助成事業について、工事を完了したので、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

|            |  |
|------------|--|
| 補助対象物件     |  |
| 施工箇所及び工事内容 |  |
| 工事期間       | 着手 令和 年 月 日～ 完了 令和 年 月 日   |
| 工事金額（税込）   | 円（内補助対象額 円）  |
| 添付書類       | <input type="checkbox"/> 工事代金領収書<br><input type="checkbox"/> 補助対象工事実施前後の施工箇所の写真<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |

#### \*南小国町確認欄

上記のとおり、リフォーム工事が完了したことを確認する。

令和 年 月 日

南小国町 まちづくり課 職名 氏名 ⑩  
南小国町 まちづくり課 職名 氏名 ⑩

様式第9号（第13条関係）

南まち発第 号  
令和 年 月 日

様

南小国町長

南小国町住宅リフォーム助成事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け南まち発第 号で交付決定した南小国町住宅リフォーム助成事業補助金について、交付する補助金の額を確定しましたので、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

様式第10号（第14条関係）

令和 年 月 日

南小国町長 様

住 所 南小国町大字 番地  
申請者 氏 名 ⑩  
電話番号 一

南小国町住宅リフォーム助成事業補助金請求書

令和 年 月 日付け南まち発第 号で確定の通知があった南小国町住宅リフォーム助成事業補助金について、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

一金 \_\_\_\_\_ 円

様式第11号（第15条関係）

南まち発第 号  
令和 年 月 日

様

南小国町長

南小国町住宅リフォーム助成事業補助金取消し通知書

令和 年 月 日付け南まち発第 号による南小国町住宅リフォーム助成事業補助金の交付については、下記の理由により取消したので、南小国町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

- 1 住 所 南小国町大字 番地
- 2 氏 名
- 3 取消理由

様式第12号（第16条関係）

南まち発第 号  
令和 年 月 日

様

南小国町長

### 南小国町住宅リフォーム助成事業補助金返還命令書

令和 年 月 日付けで交付決定した補助金について、南小国町住宅  
リフォーム助成事業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり返還を  
命じます。

#### 記

- |   |         |                                 |   |
|---|---------|---------------------------------|---|
| 1 | 交付決定年月日 | 令和 年 月 日                        |   |
| 2 | 交付済額    | 金                               | 円 |
| 3 | 返還額     | 金                               | 円 |
| 4 | その他     | 上記の金額を令和 年 月 日までに返還し<br>してください。 |   |

#### \*補助の要件

- (1) 本要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助金交付決定額は、事業費の確定により変更することがあります。